

ゆうらいふ介護福祉士実務者研修 学 則

(事業者の名称・所在地)

第1条 ゆうらいふ介護福祉士実務者研修(以下研修という)は、次の事業者(以下法人という)が実施する。

特定非営利活動法人ゆうらいふ

滋賀県守山市立田町 1231-4

(設置の目的)

第2条 高齢社会の現代、多様化する介護ニーズに質の高い介護サービスを提供し、専門職としての高い倫理と知識・技術を修得し、広く地域に貢献できる介護職員を養成することを目的とする。

(実施課程及び形式)

第3条 前条の目的を達成するために、介護福祉士実務者研修事業を実施する。

2 研修は通信形式を主体として、一部通学学習を含むものとする。

(修業年限)

第4条 当研修の修業年限は、最長6ヶ月とし、以下の研修を修了している者は最短1ヶ月に短縮することができる。

(1) 介護職員初任者研修

(2) ホームヘルパー1級

(3) ホームヘルパー2級

(4) ホームヘルパー3級

(5) 介護職員基礎研修

2 在籍期間は最長2年間とする。

(定員及び学級数)

第5条 1学年6学級とし、1学級の定員は30名とする。

(養成課程)

第6条 当研修の研修科目と取得済資格による免除科目は別紙1の通りとする。

(履修方法)

第7条 当研修の実務者研修カリキュラムに沿った内容・時間で履修することとする。

(学年)

第8条 学年は5月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(休業日)

第9条 次に挙げる日には授業は行わない。

(1) 天災、その他やむを得ない事情により、授業を行わないと当校が認める日

(2) 夏季休業 8月13日～8月15日

(3) 年末・年始(12/30～1/3)

2 通信課程を設け養成を行う地域は、滋賀県全域と京都府全域とする。

(受講対象者)

第 10 条 受講の対象は下記の条件を満たすものとする。

- (1) 介護福祉士の資格取得をめざしている者。
- (2) 男女を問わず、心身ともに健全である者。
- (3) 中学校卒業程度の能力を有する者。

(生徒定員)

第 11 条 1 クラス定員 30 名

(開校期間)

第 12 条 開講期間は、下記の通り。

第 1 期	5 月 1 日～10 月 31 日
第 2 期	7 月 1 日～12 月 31 日
第 3 期	9 月 1 日～12 月 31 日
第 4 期	10 月 1 日～3 月 31 日
第 5 期	11 月 1 日～4 月 30 日
第 6 期	12 月 1 日～5 月 31 日

(受講生の募集・選抜)

第 13 条 受講生の選抜は人数制限があるため申し込み順とする。

(受講申し込み締め切り)

第 14 条 申し込み締め切りは開講 1 週間前とする。ただし、申し込み締め切り日以降であっても、受講申し込み者が募集定員に達していない場合は当校の判断により申し込みを受け付けることができる。

(受講手続き)

第 15 条 当研修の指定の申込み用紙に必要事項を記載し、その他の必要書類を添付して期日までに提出する。受講料は受講決定通知到着後、原則 10 日以内に納入しなければならない。

2 分割納入を希望する受講予定者は、あらかじめその旨を当校に申し出た上で行うことができる。分割回数は 6 回分割 (4 ヶ月コースの場合は 4 回分割) までとし、納入期限日は毎月 28 日までとする。

3 当校は受講料の納入確認後、教材一式を発送する。

※最低催行人数を 10 名とする。

(受講の決定)

第 16 条 受講予定者が受講決定通知を受け取った後、受講料の納入または分割納入の確認をもって受講の決定とする。

※事前の連絡なく受講生が納入を期日までに行わない場合は、当校は受講を取り消すことができる。

(退学)

第 17 条 退学しようとする受講生は退学届を提出し、当法人の許可を得なければならない。

(休学)

第 18 条 受講生は疾病その他やむを得ない理由により引き続き 1 ヶ月以上修学することが出来ない場合は、当法人の許可を得なければならない。この場合において、疾病によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

「やむを得ない」とは次の事由をいう。

(1) 疾病または負傷

(2) 天災その他やむを得ない理由

(水害、火災、地震、暴風雨雪、暴動、交通事故等)

(3) 法令の定める事由によるもの・選挙県その他公民としての権利を行使する場合・証人、鑑定人、参考人、裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公庁に出頭する場合

(4) その他、やむを得ない事由として当校が認めるもの

(復学)

第 19 条 休学していた学生は、休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、復学願を提出し、当法人の許可を得なければならない。

(賞罰)

第 20 条 受講中に問題行為のあった者は罰することがある。

(懲戒処分)

第 21 条 次の事由に該当する場合は退学とすることができる。

(1) 受講にあたって提出した書類の虚偽記載のあった者。

(2) 学習意欲に欠け修了の見込みがないと認められる者。

(3) 学習態度が悪く授業の進行を妨げる者で再三の指導に従わない者。

(4) 通学学習において、遅刻、早退を繰り返す出席不良の者。

(受講料)

第 22 条 受講費用は、以下の通りとする。退学または休学した者にかかる既納の受講料は返還しない。

(1) 無資格者 193,000 円 (税別)

(2) ホームヘルパー 3 級資格 193,000 円 (税別)

(3) ホームヘルパー 2 級資格 150,000 円 (税別)

(4) 介護職員初任者研修資格 151,800 円 (税別)

(5) ホームヘルパー 1 級資格 63,800 円 (税別)

(6) 介護職員基礎研修資格 31,800 円 (税別)

※諸費用、テキスト代等は込み。 _____

(受講料の返還)

第 23 条 受講辞退の申し出があった場合は当校の規定に従いキャンセル料が発生することとする。

申し出時期	キャンセル料
開講日より 2 週間前	なし
2 週間前から 3 日前	2,000 円 (事務手数料として)
3 日前から開講日	受講料の 25%
開講日以降	受講料全額

(受講生の本人確認)

第 24 条 受講生の本人確認は、以下の方法で行う。

- (1) 受講申込みに身分証明の写しを添付し、受講申込書には受講生本人の顔写真を貼付する。
- (2) 受講生は通学学習初日に公的な身分証明書を持参し事務職員が確認する。
- (3) 通学日毎に受講生は受講者出席簿を提出し、講師に押印してもらう。

(研修カリキュラム)

第 25 条 当研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙 1 の通りとする。

(教職員組織)

第 26 条 当研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- (1) 校長 1 名
- (2) 専任教員 1 名
- (3) 講師 (介護過程Ⅲ) 2 名
- (4) 講師 (医療的ケア) 2 名
- (5) 課題添削 若干名
- (6) 事務職員 1 名

(使用教材)

第 27 条 使用する教材は下記のとおりとする。

介護福祉士養成実務者研修テキスト (一般財団法人 長寿社会開発センター出版)

(通信学習の実施方法)

第 28 条 通信学習の実施方法は下記とおりとする。

(1) 学習方法

受講生はテキストに沿って自己学習し、期日までに各科目毎に課題テストを行い提出する。

(別紙 3 参照)

(2) 評価方法

各課題テストは 70%以上 (優～可) を合格とする。70%未満 (不可) の場合は再提出とし、合格するまで再提出する。

(3) 個別学習への対応

個別学習の際の質問に関しては、別紙の質問用紙にて受付し、担当講師が回答する。

(通学学習の実施方法と認定)

第 29 条 通学学習は次の方法で実施する。

- (1) 通学学習を受講するためには、当研修の定める期日までに通信学習を修了していることを条件とする。

(通学学習の評価方法)

第 30 条 通学学習の全日程に参加し、指導教員、事務職員の報告に基づきその成績を評価・認定する。

(欠席の取り扱い)

第 31 条 遅刻・早退に関しては理由の如何に関わらず欠席扱いとする。

- 2 通学学習の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、次回以降の講座にて該当科目の補講を受けることができる。当研修はあらかじめ補講候補日程を文書にて通知し、受講生はその通知に従って補講を受講しなければならない。

(補講について)

第 32 条 課題テストにおいて合格点に満たない場合は、課題テストの再提出が必要になる。この場合、再提出 1 回につき、2,000 円 (税込) の補講代が必要。

- 2 やむを得ない事情で通学学習の一部を欠席した場合は、次期コースにて補講 (振替受講) を受けることによって、当該科目に出席したものとみなす。この場合、補講にかかる受講料は 1 日につき 10,000 円 (税込) の補講代が必要。
- 3 通学学習の修了試験において合格点に満たない場合は、再試験を別に日に設定し、追試を受ける。この場合追試補講として 3,000 円 (税込) の補講代が必要。

(修了認定)

第 33 条 修了認定は下記により行う。

- (1) 指定されたカリキュラムを全て履修し、受講料の未納がないこと。
- (2) 指定されたカリキュラムの評価が、全て 70%以上の評価点にあること。
- (3) 通学学習において、全日程に参加し、70%以上の評価点にあること。

(修了証明書等の交付)

第 34 条 修了を認定されたものには、当法人において修了証明書を交付する。

(個人情報の保護)

第 35 条 当研修で知り得た受講予定者および受講生に係る個人情報は当法人の定める個人情報保護規定に基づき、適切に取り扱うこととする。

- 2 受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

※その他、必要事項については都度当法人が定めることとする。